喀痰吸引等研修機関登録等事業実施要綱

２３福保高介第１８１０号

平成２４年４月１日

２６福保高介第１７５１号

平成２７年４月１日

最終改正　２7福保高介第８３６号

平成２７年１２月２８日

１　目的

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の規定に基づく、東京都知事の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）に係る研修機関の登録、及び研修の実施等の事業について、本要綱を定めることにより、適正な実施を確保することを目的とする。

２　事業の実施主体

　　事業の実施主体は東京都とする。

３　喀痰吸引等研修の研修課程

　　喀痰吸引等研修の研修課程区分及び対象者は以下のとおりとする。

　(1) 第１号研修

　　　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）第２条の規定にある、生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われる以下の行為すべてを行う者を対象とする。

　　ア　口腔内の喀痰吸引

イ　鼻腔内の喀痰吸引

ウ　気管カニューレ内部の喀痰吸引

エ　胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

オ　経鼻経管栄養

　(2) 第２号研修

　　　法第２条の規定にある、生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われる上記(1)アからオのうち１行為以上４行為以下を行う者を対象とする。

　(3) 第３号研修

法第２条の規定にある、生活を営むのに必要な行為であって、特定の者に対して、医師の指示の下に行われる上記(1)アからオの行為を行う者を対象とする。

４　喀痰吸引等研修の実施基準

　　喀痰吸引等研修の実施に際して、以下の基準のすべてを満たさなければならない。

　(1) 第１号研修　次のアからウまでの基準を満たすこと。

　　ア　別表第一の１基本研修のうち講義にあっては、時間欄に定める時間数以上であること。

イ　別表第一の１基本研修のうち演習にあっては、回数欄に定める回数以上であること。

ウ　別表第一の２実地研修にあっては、回数欄に定める回数以上であること。

　(2) 第２号研修　次のアからウまでの基準を満たすこと。

ア　別表第二の１基本研修のうち講義にあっては、時間欄に定める時間数以上であること。

イ　別表第二の１基本研修のうち演習にあっては、回数欄に定める回数以上であること。

ウ　別表第二の２実地研修にあっては、回数欄に定める回数以上であること。

(3) 第３号研修　次のア及びイの基準を満たすこと。

ア　別表第三の１基本研修にあっては、時間欄に定める時間数以上であること。

イ　別表第三の２実地研修にあっては、回数欄に定める基準を満たすこと。

(4) 喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び実地研修（以下「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、以下に定めるように、各講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

ア　第１号研修及び第２号研修ついては、基本研修の講義修了段階、演習修了段階、実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うこと。

イ　第３号研修については、基本研修（講義及び演習）の修了段階、実地研修の修了段階の二段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとすること。

(5) (4)の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類（以下「修了証」という。）を交付すること。修了証の発行者は研修の実施者とし、登録研修機関の長とする。

５　喀痰吸引等研修の一部履修免除

　　喀痰吸引等研修の課程については、当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴、その他受講者の有する知識及び経験を勘案し、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととする。対象者及び該当研修の基準は以下に定める。

(1) 第1号研修及び第2号研修

ア　法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

（履修免除の範囲）基本研修

イ　法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

（履修免除の範囲）基本研修及び実地研修

ウ　「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知) に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

（履修免除の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

エ　平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

（履修免除の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）

オ　「「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

（履修免除の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

カ　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則（以下「規則」という。）第４条に定める第２号研修の各課程を修了した者

（履修免除の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

(2) 第3号研修

ア　平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者

（履修免除の範囲）基本研修

イ　｢平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について｣（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（履修免除の範囲）基本研修

ウ　「ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について｣（平成15年7月17日 医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者

（履修免除の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

エ　「在宅におけるＡＬＳ以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者

（履修免除の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

オ　｢盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて｣（平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者

（履修免除の範囲）基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）

カ　重度訪問介護従業者養成研修統合過程（平成１８年厚生労働省告示第５３８号別表第三）の受講者

（履修免除の範囲）基本研修

キ　規則附則第４条に定める第３号研修修了者が新たな特定の者を対象とする場

合

（履修免除の範囲）基本研修

６　登録研修機関の登録の申請

　　登録研修機関の登録を申請する者は、以下の書類を東京都知事に提出しなければならない。

1. 登録研修機関 登録申請書（様式第１号）
2. 設置者に関する書類

　ア　設置者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

　　イ　設置者が個人である場合は、住民票の写し（※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年５月３１日法律第

２７号）第２条第５項に規定する個人番号（以下、「マイナンバー」という。）の記載のないもの。）

1. 社会福祉士及び介護福祉士法附則第７条の規定に該当しない旨の誓約書（様式第１－２号）
2. 登録研修機関 登録適合書類（様式第１－３号）
3. 実地研修を委託する場合は、当該研修機関に関する資料

７　欠格条項

　　次のいずれかに該当する者は、登録研修機関の登録を受けることができない。

　(1) 禁固以上の刑の処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

　(2) 法の規定、その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって、政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

　(3) 法附則第１６条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して２年を経過しない者

　(4) 法人であって、その業務を行う役員のうち上記(1)から(3)のいずれかに該当する者があるもの

８　登録研修機関の登録

　(1) 東京都知事は、登録を申請した者が以下の要件の全てに適合しているときは、申請に基づき登録研修機関として登録する。

　　ア　喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。

　　イ　アの喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあっては、医師、保健師、助産師及び看護師が講師として喀痰吸引等研修の実務に従事するものであること。その他の科目については当該科目について相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない。

また、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能であること。（第3号研修に限る。）

なお、実務に関する科目については以下に定める科目とする。

　　　(ｱ) 別表第一においては、１(1)講義のうち、科目「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」を除くすべての科目

　　　(ｲ) 別表第二においては、１(1)講義のうち、科目「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」を除くすべての科目

　　　(ｳ) 別表第三においては、１基本研修のうち、科目「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」を除くすべての科目

　　ウ　上記イの喀痰吸引等に関する実務に関する科目の講師については、以下の指導者向け研修を修了した者等が、研修課程に応じて講師を行うこと。

(ｱ) 別表第一及び第二の課程による喀痰吸引等研修

ａ　平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

ｂ　平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について｣（平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

ｃ　｢実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について｣（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

(ｲ) 別表第三の課程による喀痰吸引等研修

ａ　「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びにこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師

エ　ア及びイに掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適性かつ確実に実施するに足りるものとして以下に定める基準に適合するものであること。

　　　(ｱ) 喀痰吸引等研修の講師の数は、当該喀痰吸引等研修を受ける者（以下「受講者」という。）の人数を勘案して十分な数を確保すること。

　　　(ｲ) 喀痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。必要な機械器具については別表第四を参照すること。

　　　(ｳ) 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

　　　　ａ　当該喀痰吸引等研修の経理が他と区分して整理されていること。

ｂ　会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。

ｃ　料金については適当な額とすること。

ｄ　料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとするとともに、不当な金額を徴収しないこと。

　　　(ｴ) 喀痰吸引等研修の講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。演習と実地研修については同名の科目もあるが、演習において指導にあたる講師、実地研修において指導にあたる講師がわかるように整理すること。

　　　(ｵ) 喀痰吸引等研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。

　　　(ｶ) 喀痰吸引等研修の課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、年１回以上、知事に提出すること。

 (2) 東京都知事は、登録研修機関として登録した際は、以下の事項を研修機関登録簿（様式第２号）に記載し保管するものとする。

　ア　登録年月日及び登録番号

　イ　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。

　ウ　事業所の名称及び所在地

　エ　喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

　オ　喀痰吸引等研修の課程

(3) 東京都知事は、登録研修機関を登録した際は、登録した者に対し登録研修機関として登録した旨を通知しなければならない。

９　業務規程

　(1) 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、以下の事項を記載した業務規程を東京都知事に提出しなければならない。

　　ア　喀痰吸引等研修の受付方法、実施場所、実施時期、実施体制その他喀痰吸引等研修の実施方法に関する事項

　　イ　喀痰吸引等研修に関する安全管理のための体制に関する事項

　　ウ　喀痰吸引等研修に関する料金に関する事項

　　エ　喀痰吸引等研修の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

　　オ　喀痰吸引等研修の業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項

　　カ　その他、以下に定める喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項

　　　(ｱ) 開講目的

(ｲ) 研修事業の名称

(ｳ) 実施する研修課程

(ｴ) 研修講師氏名一覧

(ｵ) 実地研修実施先一覧（施設等であって事前登録が可能な場合に限る。）

(ｶ) 研修修了の認定方法

(ｷ) 受講資格

　(2) 登録研修機関は、業務規程の内容を変更しようとするときは、事前に以下の書類を東京都知事に提出しなければならない。

ア　登録研修機関 業務規程変更届出書（様式第３号）

イ　改定後の業務規程

　(3) 業務規程については、登録研修機関内への掲示、喀痰吸引等研修の受講希望者等への提示など、必要に応じて適宜提示及び説明を行うことができるよう努めなければならない。

10 帳簿の備付け等

登録研修機関は、喀痰吸引等研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日記載した帳簿を作成し、これを喀痰吸引等研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

11 登録の更新

　(1) 登録研修機関の登録の更新を申請する者は、以下の書類を東京都知事に提出しなければならない。

ア　登録研修機関 登録更新申請書（様式第４号）

イ　研修講師の一覧

　ウ　研修講師の氏名及び履歴

　エ　研修に必要な施設、備品一覧、図書目録

　オ　業務規程

カ　実地研修を委託する場合は、当該研修機関に関する資料

　(2) 登録の更新に係る要件については、登録に係る要件を準用する。

　(3) 登録研修機関の登録は、５年以内に更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

12 変更の届出

　　登録研修機関は、８(2)イからオまでの事項を変更しようとするときは、以下の書類を東京都知事に提出しなければならない。

(1) 登録研修機関 変更登録届出書（様式第５号）

(2) その他、変更内容が分かる書類

13 業務の休廃止

　　登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その１ヶ月前までに、登録研修機関休廃止届出書（様式第６号）を東京都知事に提出しなければならない。

14 報告

東京都知事は、この事業を実施するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

15 立入検査

(1) 東京都知事は、この事業を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、登録研修機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(2) 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(3) 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

16 適合命令

　　東京都知事は、登録研修機関が８(1)アからウまでのいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

17 改善命令

　　東京都知事は、登録研修機関が４の基準に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

18 登録の取り消し等

都道府県知事は、登録研修機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) ７のいずれか（(3)は除く）に該当するに至ったとき。

(2) ９、１２、１３の規定に違反したとき。

(3) １６、１７による命令に違反したとき。

(4) １０の規定に違反したとき。

(5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

19 公示

東京都知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

(1) 登録をしたとき。

(2) １２の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があったとき。

(3) １３の規定による届出があつたとき。

(4) １８の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

附 則

本要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

本要綱は、平成２7年４月１日から適用する。

本要綱は、平成２８年１月１日から適用する。

別表第一

　１　基本研修

　　(1) 講義

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　目 | 時間数 |
| 人間と社会 | １．５ |
| 保健医療制度とチーム医療 | ２ |
| 安全な療養生活 | ４ |
| 清潔保持と感染予防 | ２．５ |
| 健康状態の把握 | ３ |
| 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論 | １１ |
| 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 | ８ |
| 高齢者及び障害児・者の経管栄養概論 | １０ |
| 高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説 | ８ |
| 合　　　　　　　　　　　　計 | ５０ |

　　(2) 演習

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　目 | 回　数 |
| 口腔内の喀痰吸引 | ５回以上 |
| 鼻腔内の喀痰吸引 | ５回以上 |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | ５回以上 |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | ５回以上 |
| 経鼻経管栄養 | ５回以上 |
| 救急蘇生法 | １回以上 |

　２　実地研修

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　目 | 回　数 |
| 口腔内の喀痰吸引 | １０回以上 |
| 鼻腔内の喀痰吸引 | ２０回以上 |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | ２０回以上 |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | ２０回以上 |
| 経鼻経管栄養 | ２０回以上 |

別表第二

　１　基本研修

　　(1) 講義

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　目 | 時間数 |
| 人間と社会 | １．５ |
| 保健医療制度とチーム医療 | ２ |
| 安全な療養生活 | ４ |
| 清潔保持と感染予防 | ２．５ |
| 健康状態の把握 | ３ |
| 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論 | １１ |
| 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 | ８ |
| 高齢者及び障害児・者の経管栄養概論 | １０ |
| 高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説 | ８ |
| 合　　　　　　　　　　　　計 | ５０ |

　　(2) 演習

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　目 | 回　数 |
| 口腔内の喀痰吸引 | ５回以上 |
| 鼻腔内の喀痰吸引 | ５回以上 |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | ５回以上 |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | ５回以上 |
| 経鼻経管栄養 | ５回以上 |
| 救急蘇生法 | １回以上 |

　２　実地研修

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　目 | 回　数 |
| 口腔内の喀痰吸引 | １０回以上 |
| 鼻腔内の喀痰吸引 | ２０回以上 |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | ２０回以上 |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | ２０回以上 |
| 経鼻経管栄養 | ２０回以上 |

※上記の各行為のうち１行為以上４行為以下の任意の行為について実地研修を行う。

別表第三

　１　基本研修

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　目 | 時間数 |
| 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 | ２ |
| 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 | ６ |
| 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 |
| 喀痰吸引等に関する演習 | １ |
| 合　　　　　　　　　　　　計 | ９ |

　２　実地研修

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　目 | 回　数 |
| 口腔内の喀痰吸引 | 医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施 |
| 鼻腔内の喀痰吸引 |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 |
| 経鼻経管栄養 |

別表第四

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品　　　　名 | 数量 | 備　　　　　　　考 |
| 吸引装置一式 | 適当数 |  |
| 経管栄養用具一式 | 適当数 |  |
| 処置台又はワゴン | 適当数 | 代替機能を有する床頭台等でも可。 |
| 吸引訓練モデル | 適当数 |  |
| 経管栄養訓練モデル | 適当数 |  |
| 心肺蘇生訓練用機材一式 | 適当数 |  |
| 人体解剖模型 | １ | 全身模型とし、分解数は問わない。（第３号研修のみを実施する登録研修機関を除く。） |